

2022年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目8番10号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階
U L S グ ル ー プ 株 式 会 社
代表取締役社長 漆 原 茂

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本総会につきましては、書面による議決権行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。書面によって議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
晴海アイランドトリトンスクエア
オフィスタワーX棟5階 会議室2番
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス
(<https://www.ulsgroup.co.jp/>))に掲載させていただきます。
◎以下の事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネッ

ト上の当社のウェブサイト (<https://www.ulsgroup.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

従って、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を、また監査等委員会が監査報告を、それぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主の皆様に対する公平な利益還元の観点から、一昨年よりお土産を取り止めさせていただいております。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染防止への対応について

1. 株主説明会

今年度は、株主総会終了後の「株主説明会」を開催しないこととさせていただきます。予めご了承ください。

2. 当社の対応

- ① 株主総会当日対応させていただく社員については、マスクを着用させていただきます。
- ② 会場に消毒用アルコール液を設置いたします。

3. 株主様へのお願い

- ① 株主総会への出席をご検討されている株主様には、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
- ② ご来場の際には、マスクを着用していただけますようお願い申し上げます。また、受付に設置の消毒用アルコール液をご利用のうえ、ご入場をお願い申し上げます。
- ③ 受付にて体温測定をお願いする場合がございます。ご協力のほどお願い申し上げます。
- ④ ご来場中の株主様で体調不良と見受けられる方には、会場スタッフがお声がけすることがございます。予め、ご了承ください。
- ⑤ 株主様の議決権は、株主総会へのご出席を見合わせた場合であっても同封の議決権行使書面によって行使することができますので、ぜひご利用をご検討ください。議決権行使書面による議決権の行使方法の詳細は、同書面の記載をご参照ください。

【議決権行使期限】2022年6月28日（火）午後6時（到着分）迄

4. 今後の流行状況により、感染予防及び拡散防止のための新たな措置を講じる場合は、当社のウェブサイト (<https://www.ulsgroup.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスワクチン接種進展による景況感の改善はあったものの、2022年に入りロシアのウクライナ侵攻による資源高や円安による急激なインフレ懸念台頭により先行き不透明な環境となりました。

このような経営環境のなか、当社グループの属するIT市場においては、企業活動のみならず社会活動全般におけるいわゆるDX（デジタルトランスフォーメーション）の動きが加速していることを受けて活況を呈しており、当社グループにおいても一年を通じて顧客からの旺盛な需要に対応してまいりました。人材面に関しても、例年以上に積極的な採用活動を推し進め、前連結会計年度末比34名（10%）のコンサルタントの増員を実現するとともに、今後の事業拡大加速を見据え、オフィスインフラ環境や人事制度の改善を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、以下のとおりとなりました。

売上高	7,367,135千円（前連結会計年度比2.4%増）
営業利益	1,606,224千円（前連結会計年度比13.4%増）
経常利益	1,607,413千円（前連結会計年度比13.2%増）
親会社株主に帰属する当期純利益	998,560千円（前連結会計年度比11.9%増）

当連結会計年度の業績の概要は以下のとおりです。

(a) 売上高については、案件の高付加価値化の進展により、パートナー企業への委託を伴う案件が例年に比べ減少する一方、主に金融、建設、製造及びサービス業等を中心とする既存顧客が推し進めるDX投資の拡大に伴い引き続き受注が堅調に推移し、前連結会計年度比175,795千円（2.4%）増加の7,367,135千円となり、過去最高を記録しました。

(b) 損益面については、今後の成長局面に向けた採用、増床、管理人員の増員等の先行投資に伴うコスト増加はあったものの、売上高の拡大

に加え、受託案件の高付加価値化が進展していること、品質管理の徹底を継続したことにより、営業利益は前連結会計年度比189,386千円（13.4%）増加の1,606,224千円、経常利益は前連結会計年度比187,746千円（13.2%）増加の1,607,413千円となり、それぞれ過去最高を記録しました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益については、主に前述の理由により、前連結会計年度比106,576千円（11.9%）増加の998,560千円と過去最高を記録しました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資総額は55,371千円です。主なものは以下のとおりです。（下記の金額には消費税等は含まれておりません。）

重要な設備等の新設の内容	投資金額（千円）
オフィス増床にともなう設備及び什器	22,294
パソコン、サーバー及びその周辺機器	21,117

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	第 1 9 期	第 2 0 期	第 2 1 期	第 2 2 期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	5,830,459	6,387,867	7,191,339	7,367,135
経常利益 (千円)	1,162,746	1,334,957	1,419,666	1,607,413
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	697,700	738,423	891,983	998,560
1株当たり当期純利益 (円)	121.55	128.68	159.37	178.33
総資産 (千円)	6,579,463	7,036,964	8,000,751	8,775,687
純資産 (千円)	5,251,035	5,684,142	6,326,532	7,195,228
1株当たり純資産額 (円)	890.96	981.19	1,103.64	1,252.66
自己資本比率 (%)	77.7	78.9	77.2	79.9

(注) 1. 連結ベースでの数値/比率を記載しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ウルシステムズ株式会社	100,000千円	99.3%	コンサルティング事業
ピースミール・テクノロジー株式会社	4,550千円	77.8%	コンサルティング事業
株式会社アークウェイ	10,000千円	80.0%	コンサルティング事業

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスについては、ワクチン接種の進展や治療薬の普及により経済活動の復調が期待できる一方、ウクライナにおける戦乱に伴う資源高や急激な円安によるインフレ懸念に終息の兆しはなく、日本経済全体の見通しとしては当面不確実性の高い状態が続くものと見込まれます。

一方で、民間企業の事業活動はもちろん社会活動全体のデジタル化への動きは引き続き加速しており、いわゆるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推し進める企業や公共部門からの需要は、中長期的に益々堅調に推移するものと確信しております。

このような見通しに基づき、当社グループでは、コンサルティング事業の今後の大幅な拡充に向け今後数年にわたって成長投資を加速してまいります。すなわち、マネジメントの増強、ブランディングの強化、報酬制度の刷新、優秀な人材の大幅な増員活動、品質管理の徹底並びにオフィスインフラの改修など内部成長加速のための必要な策を着実に進めるとともに、外部企業とのアライアンスや今後有望と思われる先端技術やシナジーの高い事業体への投資を必要に応じて実施し、事業のさらなる供給能力強化と高付加価値化を実現してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

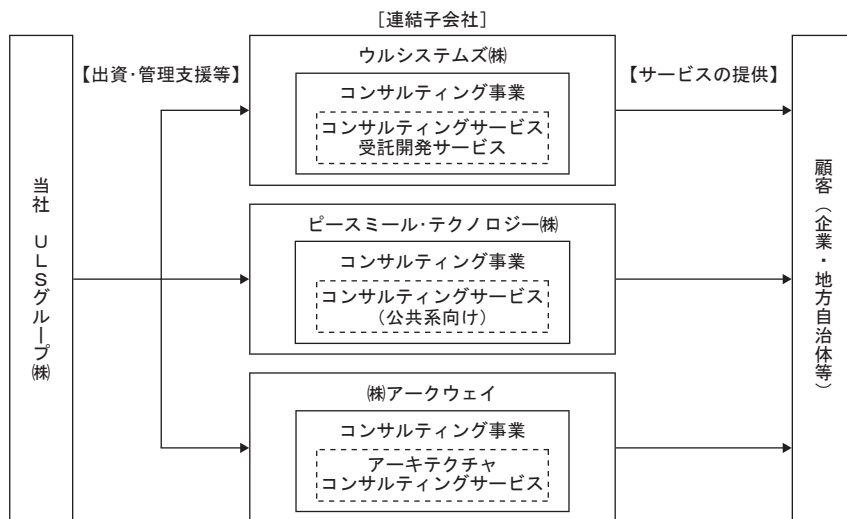
当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社3社（ウルシステムズ株式会社、ピースミール・テクノロジー株式会社及び株式会社アークウェイ）で構成され、主に顧客企業の競争優位性を支える戦略的IT投資領域におけるコンサルテーション及び受託開発からなるコンサルティング事業を展開しております。

事業活動における各社の位置づけは、以下のとおりであります。

- ① ウルシステムズ株式会社は、金融、建設、製造及びサービス業向けを中心とした情報システムに関するコンサルティング及び受託開発サービスを展開しております。
- ② ピースミール・テクノロジー株式会社は、自治体など公共事業体を中心に、情報システムに関するコンサルティング、受託開発及び保守サービスを展開しております。
- ③ 株式会社アークウェイは、主にサービス、製造、金融業向けにITアーキテクチャコンサルティングサービスを展開しております。

なお、当社は、特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断しております。

以上の関係を図に示すと次のようになります。



(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

当 社	本社：東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階
ウルシステムズ株式会社	本社： 同上
ピースミール・テクノロジー株式会社	本社： 同上 札幌事業本部：北海道札幌市中央区北二条西三丁目1番16号 太陽生命ひまわり札幌ビル7F
株式会社アークウェイ	本社：東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況 402名 (前連結会計年度末比 37名増)

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19名	3名増	40.1歳	8.1年

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年6月29日開催の第21回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 23,200,000株

(2) 発行済株式の総数 6,169,800株

(3) 株主数 1,635名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
漆 原 茂	2,508,600	44.80
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東 京 支 店)	302,900	5.41
高 橋 敬 一	292,000	5.21
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	236,800	4.23
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東 京 支 店)	230,884	4.12
株 式 会 社 イ ン テ ッ ク	220,000	3.93
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決 済 営 業 部)	95,000	1.70
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	77,500	1.38
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	68,860	1.23
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH, LUXEMBOURG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS : CLIENT OMNI OM25 (常任代理人 香港上海銀行 東 京 支 店)	65,403	1.17

(注) 当社は自己株式(570,380株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

①第10回新株予約権

2016年3月31日取締役会決議及び2016年4月27日取締役会決議に基づき当社の取締役、当社子会社の取締役及び従業員に対して有償にて発行した新株予約権の概要は次のとおりです。

新株予約権の数（注1）	2,530個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注1）	普通株式 253,000株	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり400円	
新株予約権の払込期日	2016年5月12日	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	94,000円	
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2031年4月27日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金（1株あたり）	資本金	472円
	資本準備金	472円
新株予約権の行使の条件	（注2）	
割当先（注1）（注3）	当社取締役	2名
	新株予約権の数	900個
	目的となる株式の数	90,000株
	当社子会社の取締役	3名
	新株予約権の数	870個
	目的となる株式の数	87,000株
	当社子会社の従業員	4名
	新株予約権の数	760個
	目的となる株式の数	76,000株

（注）1. 2022年3月31日現在において発行時より退職に伴い、1,080個（108,000株）、行使に伴い90個（9,000株）減少しております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、下記の(a)、(b)又は(c)に掲げる各時期までに当社の経常利益が当該(a)、(b)又は(c)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を

限度として、当該条件を満たした期に係る有価証券報告書の提出日の属する翌月1日から行使することができる。

(a) 2021年3月期までに経常利益が13億円を超過した場合

行使可能割合：10%

(b) 2026年3月期までに経常利益が16億円を超過した場合

行使可能割合：40%

(c) 2026年3月期までに経常利益が20億円を超過した場合

行使可能割合：100%

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の当該各期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 上記①にかかわらず、2016年4月28日から2017年4月27日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも300円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）を下回った場合には、本新株予約権を行使することはできない。
 - ③ 新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、かかる要件を満たさない場合においても、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. 割当先の対象者の役職は、発行時の役職を記載しております。

②第11回新株予約権

2021年3月31日取締役会決議及び2021年4月28日取締役会決議に基づき当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員に対して有償にて発行した新株予約権の概要は次のとおりです。

新株予約権の数	2,760個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 276,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり3,000円
新株予約権の払込期日	2021年5月14日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	307,000円
新株予約権の行使期間	自 2022年7月1日 至 2031年4月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金（1株あたり）	資本金 1,550円 資本準備金 1,550円
新株予約権の行使の条件	（注1）
割当先（注2）	当社の従業員 3名 新株予約権の数 160個 目的となる株式の数 16,000株
	当社子会社の取締役 3名 新株予約権の数 500個 目的となる株式の数 50,000株
	当社子会社の従業員 36名 新株予約権の数 2,100個 目的となる株式の数 210,000株

（注）1. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、下記の(a)、(b)又は(c)に掲げる各時期までに当社の経常利益が当該(a)、(b)又は(c)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、当該条件を満たした期に係る有価証券報告書の提出日の属する翌月1日から行使することができる。

(a)2022年3月期から2026年3月期までに経常利益が21億円を超過した場合

行使可能割合：10%

(b)2022年3月期から2030年3月期までに経常利益が24億円を超過した場合

行使可能割合：40%

(c)2022年3月期から2030年3月期までに経常利益が28億円を超過した場合

行使可能割合：100%

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の当該各期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

② 上記①にかかわらず、2021年4月30日から2022年4月29日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも1,000円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）を下回った場合には、本新株予約権を行使することはできない。

③ 新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、かかる要件を満たさない場合においても、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 割当先の対象者の役職は、発行時の役職を記載しております。

4. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	漆 原 茂	ウルシステムズ株式会社代表取締役社長 株式会社アークウェイ代表取締役社長
取 締 役	植 松 隆	ウルシステムズ株式会社常務取締役
取 締 役	古 澤 憲 一	IT管理担当 ウルシステムズ株式会社取締役
取 締 役	高 橋 敬 一	法務、人事・総務、財務・経理、IR担当 ウルシステムズ株式会社取締役 ピースミール・テクノロジー株式会社取締役 株式会社アークウェイ取締役 株式会社ノーチラス・テクノロジーズ社外取締役 株式会社オーシャンブリッジ取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	唐 津 真 美	高樹町法律事務所パートナー 弁護士 セントラル警備保障株式会社 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	坂 田 政 一	K Y B株式会社 社外取締役 株式会社ブラネット 社外取締役
取 締 役 (仮 監 査 等 委 員)	犬 伏 靖	

(注) 1. 当事業年度中の役員の変動は次のとおりであります。

①2021年6月29日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって、鈴木明氏は当社の監査役を任期満了により退任いたしました。なお、当社は第21回定時株主総会において定款変更により監査等委員会設置会社への移行を決議しております。

②2021年12月30日付で馬場和広氏は逝去により当社の取締役(常勤監査等委員)を退任しております。在任中の重要な兼職は、ウルシステムズ株式会社監査役、ピースミール・テクノロジー株式会社監査役及び株式会社アークウェイ監査役であります。なお、馬場和広氏は、当社及び子会社の取締役を長く務め、当社グループ全体の、事業や運営の状況及び財務・会計に深く通じており、取締役(監査等委員)の立場から公正な企業運営の実現に貢献できる相当程度の知見を有しておりました。

③2022年2月4日付で犬伏靖氏は東京地方裁判所の決定により当社の仮監査等委員である取締役に選任されました。

2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために馬場和広氏を常勤の監査等委員として選定しておりましたが、2021年12月30日付で同氏は逝去により当社の取締役(常勤監査等委員)を退任しております。監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、同氏の退任以降は常勤の監査等委員を選定しておりません。

3. 監査等委員である取締役唐津真美氏及び坂田政一氏は、社外取締役にあります。また、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、

同取引所に届け出ております。

4. 監査等委員である取締役唐津真美氏の戸籍上の氏名は山田真美であります。
5. 監査等委員である取締役坂田政一氏は、経営者としての経験と財務及び会計に関する知識が豊富であり、社外取締役の立場から公正な企業運営の実現に貢献できる相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、定款の定めにより、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について同法第427条第1項に定める要件に該当する場合に損害賠償責任を限定する（但し、当該限定は法令に定められた限度とする）旨の責任限定契約を締結することができますが、当事業年度においては該当事項はありません。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含みます。）等に起因して、被保険者が被る損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等の場合には填補の対象としないこととしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月29日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬等の決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の決定基本方針

当社取締役（監査等委員を除く）の報酬の決定にあたっては、下記事項を基本方針とします。

- ①優秀な人材の維持・確保が可能で且つ取締役としての職務を誇りをもって遂行する動機づけになり得る水準であること。
- ②基本報酬に加え、会社の業績等に適度に連動した報酬制度（業績連動報酬等及び非金銭報酬等）の導入により、当社グループの中長期の持続的企業価値成長に資する健全な企業家精神の発揮を促進する報酬プログラムにより支給されるものであること。

2. 基本報酬に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬等（非金銭報酬等を除く）については、2021年6月29日開催の第21回定時株主総会において、その限度額を各事業年度につき総額3億円以内（使用人兼務取締役は使用人分給与を含まない）と決議しております。

取締役（監査等委員を除く）個人別の基本報酬の算定方法の決定に関する方針については、当該株主総会で承認された限度額の範囲内で、各取締役の役位、担当職務、専門性及び実績等並びに独立社外取締役の助言等を踏まえ取締役会決議により各取締役の個々の報酬額の上限を定めた上で、代表取締役に一任して決定する方針としています。

3. 業績連動報酬等に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の個人別の業績連動報酬等の算定方法の決定に関する方針については、上記基本報酬と併せて第21回定時株主総会で承認された取締役（監査等委員を除く）報酬等の限度額の範囲内で、独立社外取締役の助言等を踏まえ、取締役会決議により各取締役の個々の報酬額の上限を定めた上で、当社グループの経常利益の成長額の多寡に加え、成長投資の実施状況あるいは品質管理活動状況等を総合的に勘案して、代表取締役に一任して決定する方針としております。

4. 非金銭報酬等に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の個人別の非金銭報酬等については、2021年6月29日開催の第21回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の株式報酬型ストックオプションとして割り当てられる新株予約権に関する報酬等の限度額を各事業年度につき総額3億円の範囲内（使用人兼務取締役は使用人分給与を含まない）と決議しております。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の決定については、当該株主総会で承認された限度額の範囲内で、独立社外取締役の助言等を踏まえ各取締役の個々の報酬額の上限を定めた上で、中長期の視点で在任期間や中長期の経常利益の達成度合い等を総合的に勘案して取締役会で決定する方針としております。

5. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針について、各取締役に対する中長期の企業価値成長に資する適切なインセンティブ付与の観点から、基本報酬の額及び業績連動報酬等の額の割合については代表取締役が、非金銭報酬等の額については付与する場合には取締役会

での審議を経て取締役会が、それぞれ独立社外取締役の助言等を踏まえ決定しております。

6. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬の額：代表取締役の決定に基づき毎月の支払

業績連動報酬等の額：代表取締役の決定に基づき毎連結会計年度の6月及び12月の支払い

非金銭報酬等の額：非金銭報酬等を付与する場合には、取締役会の決議に基づき3年—5年に1回程度で任意の時期

7. 報酬等の決定の委任に関する事項

①当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当
代表取締役

②①の者に委任する権限の内容

基本報酬及び業績連動報酬等について、独立社外取締役の助言等を踏まえ取締役会で承認した各取締役（監査等委員を除く）の個々の報酬額の上限の範囲内で、具体的な個人別の報酬等の額を決定

③①の者により②の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容
該当事項はありません。

④取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

基本報酬の額及び業績連動報酬等の額について

独立社外取締役の助言等を踏まえ、取締役会で承認した各取締役（監査等委員を除く）の個々の報酬額の上限の範囲内で、代表取締役の決定に基づき具体的な個人別の報酬等の額を決定

非金銭報酬等の額について

独立社外取締役の助言等を踏まえ、取締役会で承認した各取締役（監査等委員を除く）の個々の報酬額の上限の範囲内で、取締役会の決定に基づき具体的な個人別の付与額（個数等）を決定

8. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等について

監査等委員である取締役の報酬等については、2021年6月29日開催の第21回定時株主総会においてその限度額を各事業年度につき総額5,000万円以内と決議しております。監査等委員である取締役の報酬等は高い独立性確保の観点から業績により変動する要素を排除した固定月額報酬のみとし、株主総会で承認された限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議に基づき決定しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等 委員除く） （うち社外取締役）	155,800 (-)	43,800 (-)	112,000 (-)	- (-)	2名 (-)
取締役（監査等 委員） （うち社外取締役）	11,900 (5,400)	11,900 (5,400)	- (-)	- (-)	4名 (2名)
監査役 （うち社外監査役）	4,350 (1,650)	4,350 (1,650)	- (-)	- (-)	4名 (3名)
合 計 （うち社外役員）	172,050 (7,050)	60,050 (7,050)	112,000 (-)	- (-)	7名 (3名)

(注) 1. 上表の「対象となる役員の員数」の合計については、実支給人数を記載しておりません。

2. 当社は、2021年6月29日開催の第21回定時株主総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。上表には、第21回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名及び2021年12月30日付で逝去により退任した監査役及び監査等委員である取締役1名並びに2022年2月4日付で東京地方裁判所の決定により選任された仮監査等委員である取締役1名を含めております。

3. 取締役の支給人員は無報酬の取締役2名を除いております。また、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 業績連動報酬等に係る業績指標は主に連結経常利益であり、その実績は2022年3月期で1,607,413千円であります。当該指標を選択した理由については、連結経常利益は期間収益に対応している最終の利益項目であり、この成長は専門家集団としての当社グループの競争力の証であるとともに、株主を始めとする利害関係者への利益配分の源泉となる利益であるからです。また、業績連動報酬等の算定方法については、独立社外取締役の助言等を踏まえ、取締役会決議により各取締役（監査等委員除く）の個々の報酬額の上限を定めた上で、当社グループの経常利益の成長額の多寡に加え、成長投資の実施状況あるいは品質管理活動状況等を総合的に勘案して、代表取締役に一任して決定する方針としております。

5. 取締役（監査等委員除く）の報酬等の限度額は、2021年6月29日開催の第21回定時株主総会において各事業年度につき総額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与

を含まない)及び株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額を年額3億円の範囲内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)で設けることにつき決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち、社外取締役については該当者なし)です。

6. 監査等委員である取締役の報酬等の限度額は、2021年6月29日開催の第21回定時株主総会において各事業年度につき総額5,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち、社外取締役は2名)です。
7. 監査役の報酬等の限度額は、2006年6月29日開催の第6回定時株主総会において各事業年度につき総額5,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
8. 取締役会は、独立社外取締役の助言等を踏まえ取締役会で承認した各取締役(監査等委員除く)の個々の報酬額の上限の範囲内で、代表取締役漆原茂に当社の取締役(監査等委員除く)の基本報酬の額及び業績連動報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループの中長期の企業価値成長に対する取締役(監査等委員除く)の貢献度についての確に評価を行なうには代表取締役が適任であると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査等委員である取締役唐津真美氏は、高樹町法律事務所のパートナー弁護士及びセントラル警備保障株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査等委員である取締役坂田政一氏は、K Y B 株式会社及び株式会社プラネットの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
イ. 取締役会、監査等委員会及び監査役会への出席状況

取締役 (監査等委員)	唐津真美	当事業年度において開催された取締役会17回のうち、監査役として3回、監査等委員である取締役として14回出席しております。 また、当事業年度において開催された監査役会3回のうち3回、監査等委員会10回のうち10回出席しております。
取締役 (監査等委員)	坂田政一	当事業年度において開催された取締役会17回のうち、監査役として3回、監査等委員である取締役として14回出席しております。 また、当事業年度において開催された監査役会3回のうち3回、監査等委員会10回のうち10回出席しております。

- ロ. 取締役会、監査等委員会、監査役会における発言状況及び社外取締役
に期待される役割に関して行った職務の概要
- ・ 監査等委員である取締役唐津真美氏は、主に弁護士としての専門的見地から、取締役の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においてコンプライアンス推進など業務の適正性について発言を行っております。
 - ・ 監査等委員である取締役坂田政一氏は、主にIT企業の経営者の経験に基づく組織運営の健全性の視点から意見を述べるなど、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において組織運営の健全性などについて、適切な意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 17,000千円
- ・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 17,000千円

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積り等の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は相当と認めて同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任し、会計監査人の独立性、適格性を害するその他の事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社の子会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社及び子会社の役員及び社員（以下、「役職員」という）の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の役職員が職務の執行に当たり遵守すべき規範として、法令遵守（コンプライアンス）体制に関する憲章を制定し、同憲章をもって法令・定款及び社内規程を遵守した行動をとるための行動規範を定めます。当社及び子会社の取締役社長は、当該憲章の趣旨を積極的に役職員に伝えることにより、法令・定款等の遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。また、その徹底を図るため、当社の法務部を当社及び子会社のコンプライアンスの取り組み推進の統括部署とし、同部を中心に、当社及び子会社の役職員教育を行います。当社の内部監査室は、法務部と連携して必要に応じてコンプライアンスの状況を監査し、その状況は当社の取締役社長、取締役会及び監査等委員会に適宜報告されます。

さらに、当社及び子会社の役職員が法令上の疑義のある事業活動につき直接情報を提供するための手段として、監査等委員によるホットライン（法令遵守通報窓口）の設置を行います。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録するとともに、所定の期間、取締役、監査等委員及び監査法人が閲覧できるよう保存します。

- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理規程に従い、当社及び子会社の事業で想定されるリスクのカテゴリー別に責任者を定め、当社の法務部長を当社及び子会社全体のリスクに関する統括責任者として任命し、法務部において当社及び子会社全体の経営上のリスクを一元的に把握・管理を行います。

また、個々のリスクの管理の状況の確認については、当社及び子会社における各組織が規程に従って適正に業務を運用しているか否かを当社の内部監査室がリスクアプローチの考え方にに基づき監査し改善点を指摘し、その結果を当社の取締役社長、取締役会及び監査等委員

会に報告するほか監査法人とも共有し、重要な事項については当社及び子会社の取締役会において改善策を審議・決定します。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役会は、役職員が共有する経営計画を定めます。そして、各業務担当取締役は、職務分掌規程及び職務権限規程等の会社の権限分配・意思決定ルールに基づいてその所管する組織及び子会社による効率的な目標達成の方法を設定し実施します。また、当社及び子会社の取締役会ではプロジェクト管理システム（PAS）等のITツールの利用や、各担当取締役を通じて定期的な予算実績差異分析の報告及び随時の事業進捗報告を受けること等により、当社及び子会社の業務の進捗状況や損益状況を適宜レビューし、目標未達成や進捗遅れが生じた場合には要因分析や対策立案について当社及び子会社の取締役会で協議し迅速に問題を解消することにより当社及び子会社全体の業務の効率化を実現する体制を構築しております。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体で業務の適正性を確保するため、当社が主体となって当社グループの方向性を決定し、業務の重要性に応じて子会社の業務手続についても当社にて規程化を行うとともに、これに基づく重要な業務執行については、取締役会規則に基づき当社取締役会に報告するものとします。また、その業務の適正性については内部監査室による内部監査を通じて確認しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

内部監査室を監査等委員会の監査を補助する組織とし、内部監査室長又は内部監査室長が指名する内部監査室員を監査等委員の職務を補助すべき使用人（以下、「監査等委員会補助者」という）とします。監査等委員会補助者は監査等委員との協議により、内部監査とは別に監査等委員会の指示した事項の監査を行いその結果を当該監査等委員会に報告します。

(7) 監査等委員会補助者の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会補助者の人事異動及び懲戒については、人事担当取締役は監査等委員会に対して事前の報告を行い、その承認を得るものとします。また、監査等委員会補助者は、監査等委員会の指示があった

場合には、監査等委員会監査のために必要な監査を行い、当該監査等委員会が指示した監査業務についてはその業務の遂行上、監査等委員会補助者は、監査等委員でない取締役の指示等を受けてはならないものとします。

(8) 監査等委員会の監査等委員補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室長は監査等委員会の監査計画に基づき、必要に応じてその補助のための業務計画を作成し、常勤監査等委員を中心とした監査等委員の適宜の指示のもとに人員工数を適宜に重点投入して、監査等委員補助者が実効的な監査補助を行える条件を整備します。

(9) 監査等委員会への報告に関する体制

当社及び子会社に係る重要事項については、当社取締役会規則に基づき、監査等委員が出席する取締役会に適宜報告がなされ、監査等委員会にも共有される体制を構築しております。また、当社は常勤監査等委員が各子会社の監査役と連携し、子会社の取締役及び従業員の職務執行にあたって生じた経営上の重要事項については当社監査等委員会に報告が上げられる体制とします。更に、当社の監査等委員へのホットライン（法令遵守通報窓口）を通じて当社及び子会社の役職員から法令・定款違反等の重要事実の報告を直接かつ迅速に収集する体制を構築します。

(10) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員へのホットライン（法令遵守通報窓口）は当社の社内規程に基づいて設置され、通報を受けた監査等委員は通報者の匿名性を保障し、通報者が不利益な取り扱いを受けていないかどうかを適宜確認し、通報した事実を理由として不利益な取扱いを行った役職員の懲戒を求め、又は取締役会等へ是正措置を勧告するなど、通報者の身分を保障するための権限を有することとし、内部通報の体制が効果的に運用される体制を構築します。

(11) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会が弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対する助言又は調査等の事務委託或いは実地監査のための出張旅費等、所要の費用を当社に請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員の

職務の執行に必要なではないと認められる場合を除き当社はこれを拒むことができず、また監査等委員会より前払いの請求を受けた場合には金銭出納に関する社内規程に基づいてこれに応じることとします。

(12) その他当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員は当社及び子会社にて開催される主要な会議に出席し、役員及び管理職社員との情報交換を図ります。また、内部監査室との間で日常的な情報交換や監査等委員会監査における定期的なヒアリングを通じ、また監査法人との間で監査実施のつど情報交換を通じ、それぞれ連携を図ります。更に常勤監査等委員は各子会社の監査役と連携し、子会社の業務、損益、リスク及びコンプライアンスに関する情報を適宜把握します。このようにして収集された情報は監査等委員会に報告され独立社外取締役である監査等委員との間で共有されたうえで、監査等委員会監査実施にあたっての重要な資料とします。

(13) 金融商品取引法により求められる財務報告に係る内部統制体制構築に関する諸施策

当社は、上場企業として、金融商品取引法により要求される内部統制体制につき、所管部門を当社財務経理部に定め、当該内部統制体制の適切な整備・運用を図っています。その体制の整備・運用状況の有効性評価のため、当社内部監査室は内部監査計画に基づき定期的に内部統制監査を実施するとともに、監査法人が当該内部統制監査の内容を監査しその有効性の評価結果に意見を表明することで、当社における財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を実質的且つ客観的に担保しております。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(i) 重要な会議の開催状況

取締役の職務執行と法令及び定款との適合性を確保するため、取締役会を原則として月次で開催（当期は17回）しました。

また、取締役相互による監視機能を実効性あるものとするために、グループ全体の主要な経営指標の報告等を通じて、取締役会審議の充実を図りました。

更に、主要子会社が重要な経営事項や業務進捗状況を役員間で共有するために定期的に開催する会議には当社の取締役及び管理職社員も出席し、子会社に関する情報の迅速な収集に努めました。

(ii) 監査等委員会の職務の執行状況

- ① 監査等委員会の職務執行と法令及び定款との適合性を確保するため、監査等委員会を原則として月次で開催（当期は10回）しました。なお、監査等委員会設置会社への移行前においては、監査役会を月次で開催しております（当期は3回）。
- ② 監査等委員会は、監査等委員会において定めた監査計画に基づいて監査を行い、選定監査等委員が当社の代表取締役、取締役、管理職社員及び当社子会社の取締役を対象に面談を行いました。
- ③ 監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人との間でそれぞれ随時の意見及び情報の交換を行いました。

(iii) 主な教育の実施状況

- ① 当社の情報セキュリティに関するルールの周知を図るため、情報セキュリティ委員会において当社グループ全役職員を対象としてルールの勉強会を実施し、その理解度をチェックテストで確認しました。
- ② 新入社員を中心に、当社社内ルール及び業務に関連する法令の理解を促進するため、法務研修を実施しました。

(iv) 内部監査の実施状況

内部監査計画に基づき、業務リスク及び表示リスクを発見しこれを回避する観点から、当社グループ全体を対象に監査項目を設定して定期監査を2回実施しました。

(v) 財務報告に係る内部統制の状況

当期は、前期より継続して、当社及び当社の子会社であるウルシステムズ株式会社の事業を内部統制に関する評価範囲とし、全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスの整備、運用状況の評価を実施しました。

(vi) 反社会的勢力排除状況

取引先との契約条件に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むよう徹底するとともに、警視庁管内の企業総務担当者と構成される反社会的勢力対策のための協議会に参加し、その動向等についての情報交換を行い所轄署との連携を図りました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、事業ドメインである顧客の「戦略的 I T 投資領域」への高付加価値サービスを通じて顧客満足度を向上させることにより、中長期の持続的企業価値成長を実現することを基本的な経営方針としております。従って、当社の業務の遂行には、「戦略的 I T 投資領域」に精通した者が取締役（監査等委員である取締役を除く）や業務執行者に就任し、事業の方針を決定し、業務執行体制を構築することが必要であり、これによって初めて当社の中長期の持続的企業価値成長が図られるものと認識しております。以上が会社の支配に関する基本方針であります。

現時点においては、第三者による買収行為に対する具体的な防衛策は特に定めておりませんが、上記の方針に照らして、第三者による買収行為に対し必要があると判断した場合には、社内外の専門家を含めて検討したうえで適切な対応策を講じます。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しております。この認識に従って、当社は、現在長期保有の株主様への積極的な利益還元策として当面の配当性向を20%～30%とする業績連動型の配当政策を採用しております。当連結会計年度の業績は親会社株主に帰属する当期純利益998,560千円となったため、当連結会計年度においては期末配当金を1株当たり36円（連結配当性向20.2%）とさせていただくことを予定しております。

また、自己株式の取得につきましても、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の手段を確保することを主たる目的として断続的に実施しております。2022年3月31日までの累計取得株数は570,380株、累計取得金額合計は492,900千円となっております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,771,916	流 動 負 債	1,580,458
現金及び預金	5,473,573	未払金	139,172
売掛金及び契約資産	2,225,639	未払費用	277,775
その他	72,703	賞与引当金	489,209
固 定 資 産	1,003,771	未払法人税等	342,312
有 形 固 定 資 産	69,382	その他	331,988
建物附属設備	93,772	負 債 合 計	1,580,458
工具、器具及び備品	204,483	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△228,873	株 主 資 本	7,012,223
無 形 固 定 資 産	97,286	資 本 金	849,738
の れ ん	90,099	資 本 剰 余 金	1,246,400
その他	7,187	利 益 剰 余 金	5,408,985
投 資 そ の 他 の 資 産	837,102	自 己 株 式	△492,900
投資有価証券	447,493	その他の包括利益累計額	1,970
繰延税金資産	233,395	その他有価証券評価差額金	1,970
その他	156,212	新 株 予 約 権	9,292
資 産 合 計	8,775,687	非 支 配 株 主 持 分	171,743
		純 資 産 合 計	7,195,228
		負 債 純 資 産 合 計	8,775,687

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,367,135
売 上 原 価		4,433,369
売 上 総 利 益		2,933,765
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,327,541
営 業 利 益		1,606,224
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	52	
そ の 他	1,306	1,359
営 業 外 費 用		
そ の 他	170	170
経 常 利 益		1,607,413
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	192	192
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,607,605
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	595,451	
法 人 税 等 調 整 額	△10,411	585,039
当 期 純 利 益		1,022,565
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		24,005
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		998,560

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 当期首残高	848,794	1,245,456	4,577,891	△492,394	6,179,746
会計方針の変更による累積的影響額			11,656		11,656
会計方針の影響を反映した当期首残高	848,794	1,245,456	4,589,547	△492,394	6,191,402
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△179,121		△179,121
新株の発行（新株予約権の行使）	944	944			1,888
親会社株主に帰属する当期純利益			998,560		998,560
自己株式の取得				△506	△506
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	944	944	819,438	△506	820,820
2022年3月31日 当期末残高	849,738	1,246,400	5,408,985	△492,900	7,012,223

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
2021年4月1日 当期首残高	△2,081	△2,081	1,212	147,655	6,326,532
会計方針の変更による累積的影響額				82	11,738
会計方針の影響を反映した当期首残高	△2,081	△2,081	1,212	147,737	6,338,271
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△179,121
新株の発行（新株予約権の行使）					1,888
親会社株主に帰属する当期純利益					998,560
自己株式の取得					△506
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	4,051	4,051	8,080	24,005	36,136
連結会計年度中の変動額合計	4,051	4,051	8,080	24,005	856,957
2022年3月31日 当期末残高	1,970	1,970	9,292	171,743	7,195,228

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,674,126	流 動 負 債	295,021
現金及び預金	1,794,613	未払金	7,140
売掛金	706,310	未払費用	97,897
関係会社短期貸付金	150,000	未払法人税等	146,643
前払費用	18,413	賞与引当金	18,947
その他	4,790	その他	24,392
固 定 資 産	1,481,508	負 債 合 計	295,021
有 形 固 定 資 産	36,446	純 資 産 の 部	
建物附属設備	73,803	株 主 資 本	3,849,351
工具、器具及び備品	69,244	資本金	849,738
減価償却累計額	△106,601	資本剰余金	1,190,167
無 形 固 定 資 産	4,751	資本準備金	839,974
ソフトウェア	3,724	その他資本剰余金	350,193
電話加入権	1,019	利益剰余金	2,302,347
商標権	7	その他利益剰余金	2,302,347
投資その他の資産	1,440,310	繰越利益剰余金	2,302,347
投資有価証券	447,493	自 己 株 式	△492,900
関係会社株式	798,303	評価・換算差額等	1,970
敷金	136,381	その他有価証券評価差額金	1,970
繰延税金資産	58,131	新 株 予 約 権	9,292
資 産 合 計	4,155,635	純 資 産 合 計	3,860,614
		負 債 純 資 産 合 計	4,155,635

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2021年4月1日から
2022年3月31日まで ）

（単位：千円）

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,383,600
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		534,146
営 業 利 益		849,453
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,016	
そ の 他	264	3,281
営 業 外 費 用		
そ の 他	32	32
経 常 利 益		852,702
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	192	192
税 引 前 当 期 純 利 益		852,894
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	292,756	
法 人 税 等 調 整 額	3,642	296,398
当 期 純 利 益		556,495

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2021年4月1日 当期首残高	848,794	839,030	350,193	1,189,223	1,924,973	1,924,973	△492,394	3,470,596
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△179,121	△179,121		△179,121
新株の発行（新株予約権の行使）	944	944		944				1,888
自己株式の取得							△506	△506
当期純利益					556,495	556,495		556,495
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	944	944	-	944	377,374	377,374	△506	378,755
2022年3月31日 当期末残高	849,738	839,974	350,193	1,190,167	2,302,347	2,302,347	△492,900	3,849,351

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
2021年4月1日 当期首残高	△2,081	△2,081	1,212	3,469,726
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△179,121
新株の発行（新株予約権の行使）				1,888
自己株式の取得				△506
当期純利益				556,495
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	4,051	4,051	8,080	12,131
事業年度中の変動額合計	4,051	4,051	8,080	390,887
2022年3月31日 当期末残高	1,970	1,970	9,292	3,860,614

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

U L S グループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 塚 弦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、U L S グループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、U L S グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

U L S グループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 長塚 弦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、U L S グループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

ULSグループ株式会社 監査等委員会

監査等委員 唐津真美 ㊞

監査等委員 坂田政一 ㊞

仮監査等委員 犬伏靖 ㊞

- (注) 1. 監査等委員唐津真美及び坂田政一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 仮監査等委員犬伏靖は、2021年12月30日に監査等委員である取締役馬場和広氏の逝去により、監査等委員である取締役の法定員数を欠くこととなったため、2022年2月4日付で東京地方裁判所の決定により、監査等委員である取締役の職務を一時行う者（仮監査等委員）として選任され、就任いたしました。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社では、株主の皆様への利益還元は最も重要な経営課題の一つとして認識しております。この認識に従い、当社は、現在長期保有の株主様への積極的な利益還元策として当面の配当性向を20%～30%とする業績連動型の配当政策を採用しております。当連結会計年度の業績は親会社株主に帰属する当期純利益が998,560千円となったため、2022年3月期の期末配当は、1株当たり36円（連結配当性向20.2%）で実施したいと思います。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金36円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、201,579,120円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第16条 株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。）に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(附 則)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(附 則)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において、株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	う り し ば ら し げ る 漆 原 茂 (1965年2月24日生)	1987年4月 沖電気工業㈱入社 1989年9月 スタンフォード大学コンピュータシステム研究所客員研究員 1999年4月 沖電気工業㈱システムソリューショングループ 2000年4月 同社システムソリューションカンパニー 2000年7月 当社代表取締役社長（現任） 2008年1月 オープンソースCRM㈱取締役 2011年10月 ウルシステムズ㈱代表取締役社長 2014年9月 ㈱ブレインパッド社外取締役 2020年2月 ㈱アークウェイ取締役 2020年9月 ㈱アークウェイ代表取締役社長（現任） 2022年5月 ウルシステムズ㈱代表取締役会長（現任）	2,508,600株
(候補者とした理由) 同氏は、当社の創業者としてまた代表取締役社長として長年にわたり当社及び当社グループの経営を指揮し、基幹事業である戦略的ITコンサルティング事業の事業基盤を創り上げてまいりました。そのなかで培った業界の動向に対する洞察力、経営に関する豊富な経験と高い識見が当社及び当社グループの経営には欠かせないものと判断し、取締役の候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	【新任】 よこやまよしなり 横山 芳成 (1974年1月4日生)	1997年4月 ㈱NEC情報システムズ入社 2005年10月 当社入社 2011年10月 ウルシステムズ㈱入社 事業開発部副部長 2013年4月 同社事業開発本部副本部長 2016年4月 同社テクノロジーサービス企画部長 2017年4月 同社イノベーションセンター長 2018年4月 同社テクノロジーサービス部長 2019年4月 同社テクノロジーサービス本部長 2019年5月 同社取締役 2022年5月 同社代表取締役社長(現任)	0株
(候補者とした理由) 同氏は、当社子会社であるウルシステムズ株式会社の事業本部長及び業務執行取締役を歴任し、2022年5月には同社の代表取締役社長に就任しております。同氏の業界に関する知見及び幅広い経験が当社及び当社グループの経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補者と致しました。			
3	【新任】 こばやし ひろし 小林 博 (1969年6月9日生)	1995年4月 ㈱シー・エンド・シー入社 1997年3月 ソフトバンク㈱入社 1998年9月 エスピーネットワークス㈱転籍 2006年4月 当社入社 2011年10月 ウルシステムズ㈱入社 2016年4月 同社公共・産業システム本部長 2017年4月 同社ITイノベーション第1本部長 2019年5月 同社取締役(現任) 2022年5月 ビースミール・テクノロジー㈱取締役(現任)	0株
(候補者とした理由) 同氏は、当社子会社であるウルシステムズ株式会社の公共部門等の事業本部長及び業務執行取締役を歴任し、同社のコンサルティング事業の拡充に大きく貢献してまいりました。同氏の業界に関する知見及び幅広い経験が当社及び当社グループの経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補者と致しました。			
4	【新任】 さくらいけんいち 櫻井 賢一 (1974年12月20日生)	1997年4月 日債銀総合システム㈱入社 2002年1月 ㈱イーシー・ワン入社 2011年10月 ウルシステムズ㈱入社 ソリューション第3事業部長 2016年4月 同社金融サービス本部長 2019年5月 同社取締役(現任)	2,000株
(候補者とした理由) 同氏は、当社子会社であるウルシステムズ株式会社の金融部門の事業本部長及び業務執行取締役を歴任し、同社のコンサルティング事業の拡充に大きく貢献してまいりました。同氏の業界に関する知見及び幅広い経験が当社及び当社グループの経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補者と致しました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	たかはし けいいち 高橋 敬一 (1970年10月12日生)	1994年10月 中央監査法人入所 1998年4月 公認会計士登録 2000年10月 当社入社 ディレクター 2002年6月 当社財務担当執行役員 2003年12月 当社取締役(現任) 2008年1月 オープンソースCRM(株)取締役 2009年10月 ピースミール・テクノロジー(株)取締役(現任) 2011年10月 ウルシシステムズ(株)取締役(現任) (株)ノーチラス・テクノロジーズ社外取締役(現任) 2017年2月 (株)オーシャンブリッジ取締役(現任) 2020年9月 (株)アークウェイ取締役(現任)	292,000株
(候補者とした理由) 同氏は、当社グループ創業期からの財務責任者として戦略的ITコンサルティング事業の拡充を主に財務面・管理面で指揮し、当社及び当社グループの成長に大きく貢献してまいりました。その高い専門性と識見が当社及び当社グループの経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補者といたしました。			

- (注) 1. 取締役候補者、漆原 茂氏は、当社子会社であるウルシシステムズ株式会社の代表取締役会長及び株式会社アークウェイの代表取締役社長を兼務しております。また、取締役候補者、横山 芳成氏は、当社子会社であるウルシシステムズ株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社は当該2社との間に、役員提供等の取引関係がありません。他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当については、事業報告「4. 会社役員状況(1) 取締役の状況」に記載のとおりであります。
3. 当社は、現在、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2022年7月に更新される予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

2021年12月30日に監査等委員である取締役 馬場和広氏が逝去され、監査等委員である取締役に欠員が生じたため、2022年2月4日に東京地方裁判所民事第8部において、仮監査等委員である取締役として犬伏靖氏が選任され就任いたしました。仮監査等委員である取締役の任期は、本総会で後任の監査等委員である取締役が選任されるまでとなっております。

つきましては、あらためて監査等委員である取締役として犬伏靖氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
いぬぶせやすし 犬 伏 靖 (1969年6月16日生)	1990年4月 沖電気工業㈱入社 2000年9月 当社入社 2011年4月 当社コンサルティング第三事業部長 2011年10月 ウルシシステムズ㈱入社コンサルティング第三事業部長 2012年4月 同社プロフェッショナルサービス第4本部長 2016年4月 同社情報通信第一本部長 2017年4月 同社ITイノベーション第4本部長 2021年3月 同社ITイノベーション第3本部長 2022年2月 当社仮監査等委員である取締役(現任) 2022年5月 ウルシシステムズ㈱監査役(現任) 2022年5月 ㈱アークウェイ監査役(現任) 2022年5月 ピースミール・テクノロジー㈱監査役(現任)	0株
(候補者とした理由及び期待される役割等)		
同氏は、2000年に当社に入社した後、当社子会社であるウルシシステムズ株式会社の本部長職を長く務め、2022年2月には当社の仮監査等委員である取締役に就任しております。当社グループ全体の事業や運営状況に深く通じていることから、これらの経験と知見及び社外取締役との連携により当社及び当社グループの公正な企業運営の実現に貢献できると判断し、監査等委員である取締役の候補者といたしました。選任後においては、当社子会社であるウルシシステムズ㈱本部長としての経験知識を活かし、当社取締役会の監督機能強化による公正な企業運営の実現に尽力いただくことを期待しております。		

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者が監査等委員である取締役に選任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は、現在、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。上記候補者が取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2022年7月に更新される予定です。

[ご参考] 第3号議案及び第4号議案が承認可決された場合の役員全員の専門性と経験

(スキル・マトリックス)

氏名	地位	特に貢献が期待される分野					
		企業 経営	業界及 び先端 IT技術 に関する 知見	品質 管理	人事・ 労務・ 人材 育成	法務・ 内部 統制	財務・ 会計
漆原茂	代表取締役	○	○	○	○	—	—
横山芳成	取締役	○	○	○	○	—	—
小林博	取締役	—	○	○	○	—	—
櫻井賢一	取締役	—	○	○	○	—	—
高橋敬一	取締役	—	—	—	○	○	○
犬伏靖	取締役 (監査等委員)	—	○	○	—	○	—
唐津真美	独立社外取締役 (監査等委員)	—	—	—	○	○	—
坂田政一	独立社外取締役 (監査等委員)	○	○	—	○	—	○

(注) 1. ○は最大4つまでとしています。

2. 「特に貢献が期待される分野」に記載の項目は、対象取締役にに対し特に当社が期待する分野であり、対象取締役が有する全ての知見・経験を表すものではありません。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにひびき監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がひびき監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、有限責任監査法人トーマツ及び有限責任監査法人トーマツの業務執行社員の監査継続年数を踏まえ、改めて複数の監査法人との比較検討を行った結果、新たな視点での監査が期待できることや、専門性、独立性、品質管理体制などの観点から、ひびき監査法人が適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年4月1日現在)

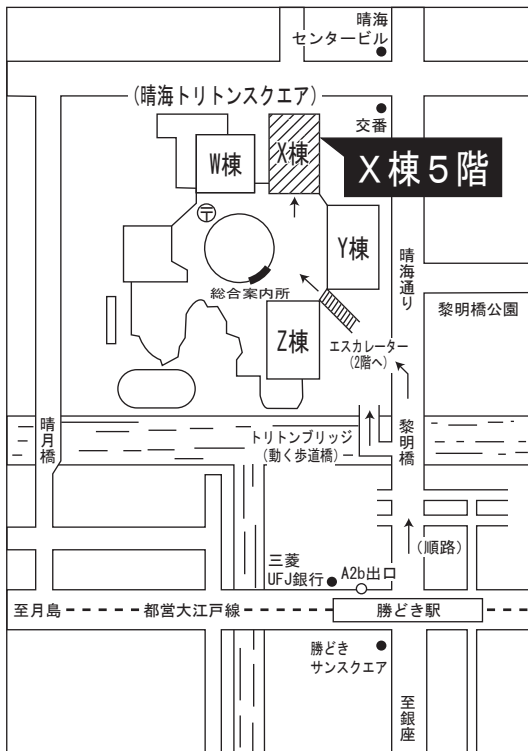
名 称	ひびき監査法人		
事 務 所	主たる事務所	大阪市中央区北浜二丁目3番6号	
	その他の事務所	東京事務所	
沿 革	1975年7月	有恒監査法人設立	
	1979年6月	ナニワ監査法人設立	
	1987年3月	新橋監査法人設立	
	1997年7月	ペガサス監査法人設立	
	2007年7月	ナニワ監査法人と有恒監査法人が合併し、大阪監査法人に名称変更	
	2012年2月	PKF Internationalに加入	
	2014年7月	大阪監査法人と新橋監査法人、ペガサス監査法人が合併し、ひびき監査法人に名称変更	
概 要	出資金	32,500千円	
	構成人員	社員 (公認会計士)	25名
		職員 (公認会計士)	180名
		(試験合格者)	11名
		(その他の職員)	9名
	合計	225名	
	関与会社	142社	

(注) ひびき監査法人が選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区晴海一丁目8番10号
晴海アイランドトリトンスクエア
オフィスタワーX棟5階会議室2番
T E L (03) 3532-2701



都営地下鉄大江戸線 勝どき駅 (A2b出口) 下車
徒歩8分

お土産の廃止について

一昨年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただいております。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。